

## 審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
1. 開会	
司会（小澤課長）	<p>それでは、第1回の久喜市自治基本条例策定審議会を開催いたします。</p> <p>次第に従い進めてまいります。その前に皆様にご了承いただきたい件がございます。本市では「審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、会議は原則公開としております。また、会議の記録のための録音、写真撮影につきましてご了解をいただきますようお願い申し上げます。また、会議の傍聴も認めてございます。本日の傍聴者はおりませんので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>続きまして、本日の配布資料を確認させていただきます。本日の配布資料は、資料1「久喜市自治基本条例策定審議会条例」、資料2「名簿」、資料3「久喜市自治基本条例とは」、資料4「久喜市自治基本条例策定の仕組み」、資料5「久喜市自治基本条例策定のスケジュール」、その他に参考資料として「旧久喜市自治基本条例パンフレット」でございます。お手元でございますでしょうか。</p> <p>それでは、次第の2でございます。田中市長よりごあいさつを申し上げます。市長、よろしく願いいたします。</p>
2. 市長あいさつ	
市長	<p>皆さん、おはようございます。改めまして久喜市長の田中暄二でございます。</p> <p>本日、第1回久喜市自治基本条例の策定審議会を開催いたしましたところ、それぞれ大変ご多用の中、ご参加を賜りましてありがとうございます。ただいま委嘱書をお渡しさせていただきました。どうぞよろしく願い申し上げます。</p> <p>本自治基本条例につきましては、申し上げるまでもなく、本市の市政運営の根幹をなす、そのための条例を作りたいということで、この審議会を作ったところでございます。</p> <p>本来であれば、高齢者の方から若い方、また各界・各層からできる限りの方に参加をしていただき、いろいろ議論をしていただきたいところでございますけれども、しかし当審議会にお願いしているのは、いわゆるバズセッションということではございません。やはり、この20名程度が一つの議論を進めるに当たっては適当かなということで、20名の方に委嘱書をお手渡しさせていただいたものでございますので、どうぞよろしくご理解のほどお願い申し上げます。</p> <p>さて、ご案内のとおり、昨年、旧久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町の1市3町が合併いたしまして、新久喜市が誕生し、今日に至っております。</p> <p>私は、そもそも合併推進論者でございます。思い起こせば、平成3年に、私が初めて県議会議員のお役をちょうだいしたときに、当時の畑知事に県会議場で、当時92市町村ございましたので、「こんなに連綿と小さな自治体が連帯して続いていて、均衡ある県土の発展を知事は標榜しておられるけれども、どうするおつもりか」ということを、生意気盛りの45歳でございましたので、現職の知事にそのよう</p>

発言者	会議のてん末・概要
	<p>な質問をした記憶がございます。</p> <p>振り返れば、20年の経過でございました。この間いろいろな思い入れが、それぞれ1市3町の首長さん、議会の皆様、そして市民、町民の皆様方にはあったわけがございます。しかし、今このような形で新市が誕生し、これから良い市を目指していろいろ協議をし、方向性を見つけていきたいと思っております。</p> <p>合併後の人口でございますけれども、概ね約15万7千人でございます。現在、埼玉県内には20万人都市が9つございまして、この15万7千人という人口規模は、現在の64市町村の中で大きい順から数えて12番目だと思います。また、行政面積は82.4平方キロメートルでございまして、これは、同様に広い順から数えて10番目でございます。面積は、そもそも埼玉県は自治体としては小さい自治体が大変多いわけがございます。それは、徳川家康さんがこの辺に旗本を置いて、細かく行政を分けてきたという歴史が今に続いているわけございまして、そういった意味では、歴史というのは大変大事だなということを思うわけがございます。</p> <p>現在、ご案内のとおり、国と私ども地方自治体との役割分担を見直す、地方分権改革が進展しております、住民により身近な地域が主体になって、さまざまな課題に取り組まなければならない時代、つまり自己決定、自己責任と言われる時代に入ってきているわけがございます。</p> <p>各々の自治体におきましては、自らの行財政基盤を充実強化していくことが求められているわけがございます。その一つの方策として、全国的に合併が取り組まれてきたという経過があるわけがございます。</p> <p>ただ、残念ながら私といたしましては、現在のいわゆる道州制の議論、47都道府県の体制ができてもう100年経過している中で、この抜本的な見直しは一切行われていないで今日に至ったということが、甚だ自治体の長としては不満でございます。この大きな体制を、いかに市民・住民に、政府の政策決定・立案、そして実行をどのような形で分けることができるか、ということが問われる道州制の議論が、現政府になりましてからなかなか本格的な議論にいかないことは、甚だ残念に思っております。一朝一夕に今の体制を変えることは非常に難しいわけがございます。そのように認識しております。ただ、このような国民的な議論を経なければ、政府対地方自治体という対決の姿勢の中では到底及ばないわけがございますので、私としては、今後の国民的な世論に大変期待しているところでございます。</p> <p>さて、今回の1市3町の合併に当たり、事務事業の取り扱いにつきまして、さまざまな協議を行って参りました。</p> <p>その中で、旧久喜市において制定されておりました自治基本条例につきましては、その合併協議の中で、「久喜市の例を参考に、合併後概ね1年以内に市民の参画を経て新たに制定をする」ということで、合併協議がなされたところがございます。この合併調整方針に基づきまして、市民の皆様のご意見を伺いながら、新市の自治基本条例案を策定するため「自治基本条例策定審議会」、この審議会を開催させていただいたものでございます。</p> <p>自治基本条例は、地方自治体における憲法ともいわれ、市政運営の基本的ルールを定めるものでございまして、本市に暮らす、そして生</p>

発言者	会議のてん末・概要
	<p>活する人々、すなわち市民の皆様が主役となる、そのためにはどうしたらいいかというルールを作るものでございます。</p> <p>また、本条例の策定にあたりましては、多くの市民の皆様からのご意見やご提案を伺い、条例の策定段階から携わっていただくことで、市民の皆様の市政への関心も高まり、より住みよいまちづくりが進められていくものと考えております。</p> <p>参考までに、合併前の旧久喜市の自治基本条例の制定経緯について、若干お話をさせていただきます。</p> <p>平成14年12月に、第1回市民ワークショップを開催し、市民ワークショップと自治基本条例研究懇話会の二つの市民検討組織におきまして、長期間にわたり検討していただき、平成16年3月、研究懇話会から久喜市自治基本条例、仮称でございますけれども、提言書をいただいたところでございます。</p> <p>この提言書を基にパブリックコメントを実施いたしまして、市民の皆様のご意見、また議会等からの提言書に対する意見も踏まえまして、条例案を作成し、平成16年9月、議会に条例案を提案いたしましたところでございます。そして、同9月議会では全会一致で議会の可決をいただき、その後半年の周知期間を経て、自治基本条例が平成17年3月1日に施行されたものでございます。これが前の経過でございます。</p> <p>さらに旧久喜市におきましては、自治基本条例の制定に伴いまして、市民参加条例と市民活動推進条例、この二つの条例の制定へと進展していったところでございまして、この自治基本条例を基本にいたしまして、市民の皆様との協働によるまちづくりを進めてきたところでございます。</p> <p>今回の新久喜市自治基本条例の策定におきましても、条例に盛り込む内容を検討していただくため、昨年の10月からワークショップを開催しておりまして、62名の市民の皆様にご参加いただき、これまでに4回、このワークショップは開催され活発に議論していただいているわけでございます。回を重ねるごとに、参加者の皆様の意見交換が活発に繰り広げられておりまして、幅広い視点からのご意見、ご提案をいただけるものと、私としては期待をしているところでございます。</p> <p>今後、このワークショップから、本年4月頃と予定しておりますけれども、本年4月頃に検討事項をまとめた提言書をいただく予定でございます。このいただいた提言書を参考といたしまして、職員で組織する庁内検討委員会におきまして、自治基本条例の素案を策定する予定となっております。</p> <p>自治基本条例策定審議会の皆様には、この条例素案を基にご審議をお願いすることになります。また、本年6月には、広く市民の皆様からのご意見をいただくパブリックコメントを実施する予定でございますので、この結果も踏まえましてご審議をいただき、答申をいただきたいと考えております。</p> <p>なお、皆様からの答申を基に策定する条例案につきましては、本年9月議会への上程を目標としております。審議期間が限られておりまして、委員の皆様には何かとご苦勞をおかけすることと存じますけれども、新市の自治のあり方の基本的事項を定める自治基本条例でございまして、また、先ほど申し上げましたとおり、合併調整方針により</p>

発言者	会議のてん末・概要
	<p>「概ね1年以内に策定する」ということとなっておりますので、改めて委員の皆様のご理解とご協力をお願いするものでございます。</p> <p>結びに、新久喜市の初代市長として、市政をお預かりする私の使命は、旧の1市3町、現在の4地域の今日までの長い伝統に育まれました歴史、あるいは文化を互いが尊重しあいながら、心一つにして、新久喜市のルールづくりをしていきたいと思っております。</p> <p>また、地域特性を生かした一体的なまちづくりを進める中で、新市基本計画の将来像でございます「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市」を実現して参りたいと思っております。</p> <p>先ほど申し上げましたように、人口規模あるいは面積ともに、県の東北部を代表する拠点都市としての体裁を整えることができたわけでございますけれども、それにふさわしいさまざまな事業を展開して参りたいと願っておりますので、今後ともよろしくご協力のほどをお願い申し上げる次第でございます。</p> <p>少々お話が長くなって、大変恐縮でございました。私のこの自治基本条例に対する考え方等を、お時間をいただいておりますので、どうぞ、よろしくお願いたします。</p>
3. 会長、副会長の選出について	
司会（小澤課長）	<p>続きまして、次第の3でございます。</p> <p>会長、副会長の選出についてでございます。</p> <p>当審議会条例第6条に「本会に会長及び副会長1人を置く」と定めてございます。第1回の会議ということで、会長、副会長が選出されておられません。つきましては、市長が仮議長に就任させていただき、会長、副会長の選出まで議事を進行させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは市長、お願いたします。</p>
仮議長（市長）	<p>それでは、会長、副会長が選出されるまでの間、私の方で議事運営を務めさせていただきますので、どうぞ、よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>久喜市自治基本条例策定審議会条例第6条におきまして、「審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によってこれを定める」と規定してあります。</p> <p>まず、会長の選出でございます。委員の皆様の中で、自薦、他薦がございましたらお願いたします。いかがでしょうか。</p> <p>平井委員さん、どうぞ。</p>
平井委員	<p>18番の専修大教授の小林先生にお願いできたらと思います。</p> <p>小林先生におかれましては、専修大学の法学部の先生ということで、地方自治制度の専門家としてずっと教えていらっしゃるということでございます。また、全国の自治体の多くの自治基本条例の策定にも関わりを持っていらっしゃる伺いました。</p> <p>私は、現在も自治基本条例のワークショップに参加させていただいておりますが、その第1回ワークショップのときに、小林先生より、自治基本条例についての講義を受けさせていただきました。その時に、やはり実際にいろいろなところで自治基本条例に関わっていらっ</p>

発言者	会議のてん末・概要
仮議長（市長）	<p>しやる先生でしたので、大変分かりやすく、具体的にそして実践的に、現在の自治基本条例の役割、重要性等をユーモアも含めたお話を伺って、大変感動いたしました。</p> <p>私は、前回も自治基本条例の策定に関わらせていただきましたけれども、改めて、自治基本条例の重要性を実感させていただきました。このようなことで、地方自治に大変専門的でいらっしゃる、また、多くの自治基本条例に関わっていらっしゃる小林先生にぜひ会長をお願いできたらと思ひまして、推薦させていただきました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、平井よし子委員から、「会長には小林弘和様」とのご推薦がございました。いかがでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
仮議長（市長）	<p>それでは、全員賛成で、会長には小林委員様と決定とさせていただきます。小林様、よろしいでしょうか。それでは、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、副会長の選出をお願いしたいと存じます。同様に委員の皆様の中で、自薦、他薦がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。</p> <p>青木委員さん。</p>
青木委員	<p>青木でございますが、先ほど田中市長から、今までの経緯についていろいろとご説明がございました。</p> <p>合併以前から、久喜市にはこの自治基本条例が制定されており、そういう中にありまして、これを推進してきていただいた、久喜市の委員長を務めていただいております、大豆生田さんにぜひお願いしたいと思ひます。</p> <p>私も、以前、合併前に人権擁護委員協議会で、この非常に珍しい名前の大豆生田さんとお会いしました。そういうこともございますので、ぜひお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
仮議長（市長）	<p>ただいま、青木委員さんから、「副会長には大豆生田委員がよろしいのではないか」というご推薦がございました。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
仮議長（市長）	<p>それでは、全員賛成で、副会長には大豆生田章委員さんと決定させていただきます。大豆生田様、よろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>それでは、改めて申し上げます。当審議会の会長には小林弘和様、副会長には大豆生田章様、以上と決定させていただきます。</p> <p>私は、ここで議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
司会（小澤課長）	<p>ありがとうございました。</p>

発言者	会議のてん末・概要
<p>小林会長</p> <p>大豆生田副会長</p>	<p>それでは、会長、副会長が選出されましたので、恐縮ではございますが、お二人には、前の会長席、副会長席にお移りくださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、ここで、会長、副会長、それぞれに就任のご挨拶をいただきたいと存じます。</p> <p>初めに、小林会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>会長に就任させていただいた小林です。よろしくお願いいたします。皆さんと今後、慎重に審議をして、ぜひとも新市に見合うような良い案文を作っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>大豆生田です。先ほど（委嘱式での）あいさつでお話しさせていただきましたが、旧の久喜市での自治基本条例、いわゆる地域の協働のまちづくりという観点の基に運営してまいりましたが、新しい市になりまして、さらに住みよい久喜市であれという、そういう基本的な条例であればと思って、今後とも皆さんの協力を得ながらやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
4. 諮問	
<p>司会（小澤課長）</p> <p>市長</p> <p>司会（小澤課長）</p> <p>市長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、市長より審議会へ諮問させていただきたいと存じます。</p> <p>それでは市長、諮問をよろしくお願いいたします。</p> <p>久喜市自治基本条例策定審議会会長様。 久喜市長、田中暄二。 久喜市自治基本条例の策定について（諮問）。 本市の自治のあり方の基本的な事項を定める条例の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。 どうぞ、よろしくお願いいたします。 （小林会長に諮問書を手渡す）</p> <p>ありがとうございました。なお、委員の皆様には、諮問書の写しをお配りさせていただきたいと思っております。</p> <p>委員の皆様には、ただいま諮問書の写しをお配りさせていただきましたが、ここで大変恐縮ではございますが、市長は次の公務のため、ここで退席とさせていただきます。</p> <p>どうぞ、よろしくお願いいたします。 （市長退席）</p>
司会（小澤課長）	<p>これから議事に入るわけですが、5分ほど時間をちょうだいいたしまして、議事進行の打ち合わせをさせていただきたいと思っております。</p> <p>5分間休憩とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

発言者	会議のてん末・概要
司会（小澤課長）	<p>(休憩)</p> <p>5分休憩と申し上げましたが、会長との打ち合わせが終わりましたので、このまま続けさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>続きまして、議事に入らせていただきたいと思います。          会議の進行につきましては、久喜市自治基本条例策定審議会条例第7条の規定により、「審議会の会議は会長が招集し、その議長となること」となっておりますので、小林会長に議長をお願いしたいと思います。          それでは、小林会長、議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
5. 議題	
議長（会長）	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。円滑に議事が進行しますように、皆様のご協力をお願いいたします。          それでは、本日の議題、まず第1の「会議の運営について」、お諮りをしたいと思います。          事務局から、説明をよろしく願いいたします。</p>
(1) 会議の運営について	
事務局 (宮澤課長補佐)	<p>それでは、議題1、「会議の運営について」ご説明いたします。          この審議会の委員名簿の公開、それから会議録の作成方法などについて、ご確認とご協議をお願いいたします。          1点目が、委員名簿の公開についてでございます。          委員名簿の公開につきましては、「久喜市市民参加条例」に基づき、委員名簿、委員の選任区分を公開していく予定でございます。          お手元にお配りしてございます資料2の名簿の備考を除いたような形で、ホームページにて公開をしたいと考えておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。          それから、委員名簿の公開に関しましては、もう一つございまして、公職者名簿といたしまして、公文書館におきまして閲覧することができるようになっております。          この公職者名簿につきましては、お名前の他にご住所、それから電話番号も公開の対象としておりますけれども、個人情報保護の関係から、住所、電話番号の公開につきましては、ご本人の了解が得られた場合に掲載をすることとしております。          この審議会におきましては、どのような形で公開をするかということでございまして、審議会として決めるか、あるいは、委員の皆様それぞれのご判断によって個々に公開あるいは非公開ということも考えられますので、この委員名簿の公開の仕方につきまして、ご協議をいただきたいと思います。          それから2点目でございます。会議録の作成についてでございます。審議会等の会議につきましては、会議録を作成しなければならないと規定されております。          最初にお諮りしましたように、会議を録音させていただきますけれども、発言者の氏名を含めまして、会議録を作成するものでござい</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>す。会議録の作成に関しましては、会議の終了後速やかに作成することとなっております、その期間は概ね1か月以内が目安とされております。</p> <p>この会議録の作成形式といたしまして、全文掲載方式、または要点筆記方式がございますけれども、この審議会におきましては、どちらの形式で会議録を作成したら良いかということをご協議いただきたいと存じます。</p> <p>それから3点目でございます。会議録の確認、署名の方法についてでございます。</p> <p>会議録の作成にあたりましては、内容の正確を期するため、審議会において指定する方によりご確認をしていただいた後に、会議録を公開することとなっております。この審議会にて指定する方につきまして、会長が指定しまして確認署名をお願いする、あるいは、各委員の持ち回りによりまして確認署名いただく方法等がございます。</p> <p>この会議録を確認する方法につきまして、ご協議をいただきたいという3点でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>お話を伺っていて、三つぐらいに分けられると思います。</p> <p>最初に、名簿の件からお諮りさせていただきたいと思います。名簿の問題から先の一つずつ決めていって、会議録の方はまたその後に、ということで順次お諮りをしたいと思います。</p> <p>まず、名簿の公開で説明が二つありまして、一般的な名簿の公開の部分はこのような形でということで、資料2に付いている部分ですから問題はないと思いますが、一般的なものではなくて、いわゆる情報公開で使う委員名簿の公開でしょうか。皆さんの住所、電話番号が掲載されるということで、この件をまずお諮りをしたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。何かご意見があればお伺いしますけれども。</p> <p>他の審議会では、一般的にこれまでは、これをどういうふうに扱っていらっしゃるのですか。</p>
事務局 （宮澤課長補佐）	<p>それぞれですが、基本的には公開をするのですが、事情により公開して欲しくないという方もいらっしゃいますので、個別にご了解を得られた方についてだけ住所、電話番号を掲載するという形のものが主でございます。</p> <p>概ね公開いただいておりますが、中には事情のある方もありますので、個々のご判断ということで、個々にご了解をいただいて了解を得られた方を掲載させていただく、という方法が一般的かと思っております。</p>
議長（会長）	<p>最初から勝手なことを会長が言っても何ですが、いかがでしょうか。それであれば、両方取るということも大変なので、非公開にしたい方は、今日の帰りにお申し出いただいて、その住所、電話番号を非公開にすると。そうでないと、全員から公開か非公開を聞くということにもなりますし、過去に他のところでも全員非公開にしたら、「重要な仕事をしているのに、なぜ自分の住所が出ないのか。同じような名前がいっぱいいるではないか」ということがありました。私は小林ですが、小林というのは一番典型例な事例で、私が入っている審議会です、そのようなことがありました。</p> <p>ですから、一般的にこれまでは公開されているようであれば、非公</p>



発言者	会議のてん末・概要
	<p>開を望む委員の皆様は、今日の帰りに、例えば自分の住所はだめだとか、電話番号はだめだとか、両方ともだめということで、事務局に意思をお伝えいただくということでいかがでしょうか。</p> <p>全員やっても良いんですが、そうするとかなり煩雑になると思いますので、両方とも大丈夫だという方は言わなくてもということでいかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長 (会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>では、非公開をお考えの方は、事務局の方へその旨をお伝えすることで決めさせていただく、ということによりよろしいですね。文書でなくて良いですね。</p>
事務局 (宮澤課長補佐) 議長 (会長)	<p>帰りにお話しただければ、そのようにさせていただきます。</p> <p>では、会議録の方に入らせていただきたいと思います。</p> <p>まず、会議録の作り方ですね。一般的に要点筆記と申しますけれども、概要だけを作るのかどうかということです。これは、やろうと思えば、事務局で両方ともできるということですか。</p>
事務局 (宮澤課長補佐)	<p>はい、録音させていただいておりますので、全文掲載も可能でございます。</p> <p>ただ、一般的にこれまでいくつか審議会等ございますけれども、内容等を重複してお話しされたりとかありますので、ほとんど全文と同じような形ではございますけれども、要点筆記ということで、中身を読む方に分かりやすくさせていただく、というような要点筆記というものが多くあるのが事例でございます。</p>
議長 (会長)	<p>いかがでしょうか。これも皆さんのご意見で、どちらにでもなるということですので。</p> <p>読む時も、全文の方が良いという方と、その概要が本当に分かれば、同じことを二度言ったら片方はカットされていても良いということであれば、ということだと思いますが、何かご意見があれば。</p> <p>どうぞ。</p>
平澤委員	<p>皆さん、質問しづらいと思うので、私から質問させていただきたいと思います。</p> <p>基本的には要点筆記でいいかと思いますが、例えば、議論が深くなってきた時に、後でテープを聞きたいということが出てくる可能性があると思うので、それが可能かどうか確認させていただいて、可能であれば、要点筆記の方がいいのかなと私は思います。</p>
議長 (会長)	<p>後で、もし委員の中でテープを聞きたいということであれば、それは可能ですね。</p>
事務局 (宮澤課長補佐)	<p>そうですね。先ほどご説明させていただきましたけれども、この後の協議でご確認いただく委員を指定させていただきますので、当然そ</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>ういうことで、疑義があるということを確認されたいということであれば、ご確認いただくことは結構かと存じます。</p> <p>よろしいですね。いかがでしょうか。</p> <p>他の委員さんで、もし要点筆記でよろしいということであれば。構いませんか。</p> <p>（「はい」の声あり）</p>
議長（会長）	<p>では、要点筆記で取るということ。</p> <p>今度は三つ目ですが、サインというか署名の問題の方で、これはいくつパターンがあるということでご紹介いただきました。一つは会長が署名をする。二つ目は何人かを選んで、署名人を毎回会議をする最初に決め、「今日は誰に署名してもらいます」ということで担当してもらおうということ。あと三つ目は全員ですが、全員は、そろわないと大変な状況になります。いかがでしょうか。これはどのように計らいますか。</p> <p>一般的には、お二人とかお一人とか数はありますが、数人の方に確認のサインをいただくという形になると思います。全員ですと、回るだけでも大変です。もし一人でも「疑義がある」と言い出すと、まともになくなってしまいうということもありますが。</p> <p>（「会長に一任いたします」の声あり）</p>
議長（会長）	<p>一任ですか。</p> <p>では、私の案ですが、会長がサインするというのも、会議を進行しておいて、会議録まで自分が決めてしまうというのをおかしいと思いますので、お二人ぐらいいかがですか。お一人というのもご負担になると思います。荷が重すぎるということがあると思いますので、お二人ということよろしいですか。順番を決めさせていただいて、署名をいただくという形でやりたいと思います。</p> <p>では、それで進めさせていただければと思います。</p> <p>その時についてですが、「会長一任」と荒井さんから言われたので、こういうことを言うんですが、あいうえお順か名簿順ですが、名簿順で二人ということよろしいですか、皆さん。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長（会長）	<p>こちら側の方は、自分まで回ってこないのではないかと安心しないでいただきたいと思います。</p>
井上委員	<p>その件で、ちょっとよろしいですか。</p> <p>職員の方がお二人の方の住所まで行ってサインをもらう。つまりその場でできませんから。あれは気の毒ですし、それから、はっきり言ったら無駄なような気がします。</p> <p>ですから、こちらに私どもが来てサインするようなやり方の方が良いのではないかと。おそらく、前の事例ですと、わざわざ来ていただいて自宅でサインをしている。ちょっとこれは気の毒ですし、私どもは</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>無駄なような気がします。その辺はご審議いただければと思います。</p> <p>事務局に意見を聞くとあまり言えないので、私の方からお話をさせていただくと、会議録は、署名がされない限り正式の会議録になれない、さらに公開もできない、ということになると思います。</p> <p>そうすると、例えば「作られたから翌日に来い」と委員さんに言えるかということ、事務局は言えないので、どうしても行ってしまう。というのが現実だと思います。ですから、たまたま行くというのであればいいんですが、例えば「来週行くから1週間待って」というと、その会議録は1週間止まってしまう。生きてこないということがあるので、ということだと思いますが、いかがでしょうか。その辺は、電話であうんの呼吸でやっていただければ。</p> <p>来なくてはいけないというのではなくて、行きたいという人はぜひお出でいただくという形で。何しろサインをいただければよろしいのではないですか。忙しいから市役所に行くのはちょっと難しいという方もおられれば、来ていただくということで。申し訳ありませんけれども。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>（「はい」の声あり）</p>
議長（会長）	<p>では、事務局の方も、そういう形でやっていただくということをお願いしたいと思います。確認で電話することにもなると思いますので、その辺で、各委員さんにご協力をいただければと思います。</p> <p>では、議題の次のところに行きまして、「自治基本条例について」、事務局からご説明をお願いいたします。</p> <p>ついでにちょっと忘れていましたが、今日の署名人、順番で言っておかないとまずいですね。荒井委員さんと井上委員さん、お二人でよろしくをお願いいたします。</p> <p>では、説明をお願いします。</p>
（２）自治基本条例について	
事務局 （関根参事）	<p>市民税務部の関根でございます。</p> <p>今日は、「自治基本条例とは」ということで、簡単に条例の、例えば、自治基本条例の役割ですとか、条例の必要性、背景、制定状況等につきまして、簡単に説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>本日は、大学の先生ですとか、弁護士の先生ですとか、また、各種団体でご活動に取り組んでいらっしゃる方々を前に説明ということで、大変緊張している次第です。説明に何かご指摘の点がありましたら、後ほどお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、資料3の「自治基本条例とは」というところをお開きいただきたいと思います。</p> <p>まず1点目でございます。この自治基本条例制定の動向について、書かれております。</p> <p>市長のあいさつにございましたが、この自治基本条例につきましては、地方分権が契機となってございまして、地方自治全般にわたる基本理念ですとか、基本原則等を明らかにする。こういう自治基本条例の制定の動きが活発になってきてございます。</p>

発言者	会議のてん末・概要
	<p>平成21年度では、200の自治体で制定されているという状況でございます。平成12年の「地方分権一括法」という法律の施行により、この地方分権は進んできたという経緯がございます。</p> <p>先ほども申し上げておりますけれども、旧の久喜市の自治基本条例は、平成17年3月1日に施行ということです。当時では全国で21番目でございます。埼玉県内では4番目という状況で、制定をしたところがございます。</p> <p>それが、5年間で約10倍という経緯をたどっております。全体から見ますと、久喜市が合併した平成22年3月23日現在の市町村数が1,727団体でございましたので、現在、10数パーセントの自治体で、この自治基本条例の取り組みが行われているという状況でございます。</p> <p>埼玉県内では、現在、14市町でこの条例が制定済みとなっております。また、近隣のさいたま市ですとか、白岡町等でも制定に向けて取り組んでいるということ伺っております。</p> <p>それでは、この自治基本条例と申し上げておりますけれども、これはどのようなものかと申し上げますと、法的な性格が確立されたというものではございません。どのような内容を盛り込むかは、その自治体の考え方によって異なっておりまして、いわゆる「ひな型」というものはないということでございます。</p> <p>ただ、どのようなことを書き込むかということにつきましては、自治体の組織とか運営につきましては、「地方自治法」ですとか、「憲法」ですとか、こういうものから詳細な規定が設けられておりまして、その独自の取り組みということはなかなか難しいという状況です。</p> <p>そのため、これまで制定された条例の多くは、住民自治の充実、強化という観点で、住民の権利、責務、行政の役割、責務、また、まちづくりのための参加と協働、情報共有、情報公開、行政の説明責任等、また、住民投票の根拠の手続き等を規定しているものが増えてございます。</p> <p>また、議会の関係につきましても、条例の制定当初と申しますか、すごく古いものにつきましては、議会の条文というのにはなかったのですが、それ以降、検討を重ねるにつれて、議会の役割とか議員の責務、こういうものもほとんどの自治体の条例で規定するようになってございます。</p> <p>下の枠組みの中に書かれております、自治基本条例で最も早いといわれるニセコ町の「まちづくり基本条例」は、平成13年4月に施行の条例でございます。この条例を4ページ以降に載せております。こちらの条例を見ながら、その代表的な規定内容等を説明させていただきたいと思っております。</p> <p>なぜニセコか、と申し上げますと、最も早く制定された条例でありまして、我々自治体がこの自治基本条例に取り組む場合は、必ずニセコというものを参考にしながら、必ずとはいいませんけれども、こういう初期に制定されたものを、参考あるいは検討対象としているものですから、そちらの4ページの方をご覧くださいと思います。</p> <p>ちょっと長くなりますけれども、条文を見ながら説明させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>こちらに、ニセコ町の「まちづくり基本条例」を掲載させていただ</p>

発言者	会議のてん末・概要
	<p>きました。</p> <p>前文から第1章の「目的」、第2章の「まちづくりの基本原則」等々ありまして、15章「この条例の検討及び見直し」ということで、57条という、ちょっと長めの条例になっております。こちらに書かれている代表的なところを紹介させていただきます。</p> <p>まず、ここに「ニセコ町は、先人の苦労の中で歴史を刻み…」というような前文が書かれております。この前文につきましては、条例を作った趣旨、目的等を述べております。</p> <p>そして、この下の方の第2条をご覧くださいと思います。こちらには「まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。」と、まちづくりの基本原則、こういうものをまず最初に謳っております。</p> <p>続きまして、次のページになりますけれども、第3条をお願いします。こちらでは「わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。」と、町民の町の情報を知る権利というものを明記してございます。</p> <p>次の第4条では、「町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続きを町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。」ということで、町のまちづくりにおける責務というものを規定してございます。</p> <p>同様に、この4条から9条についても「町は何々をする」、「町は何々しなければならない」、「努めなければならない」というような、町がまちづくりを進めるために取り組むべき責務というものを規定した内容でございます。</p> <p>続きまして、第10条のところをお願いします。こちらでは、「わたしたち町民は、まちづくりの主体であるまちづくりに参加する権利を有する。」ということで、町民のまちづくりに参加する権利というものを明記したという内容でございます。</p> <p>この後、町民についての規定が続いておりますけれども、第12条では、「わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自ら発言と行動に責任を持たなければならない」ということで、権利の反対側にあります町民の責務というもの、求められる行動といえますか、そういう部分を規定した内容でございます。</p> <p>また、町民についての規定が続いておりますけれども、続きまして、次の6ページをお願いしたいと思います。6ページの17条以下に、第6章という「議会の役割と責務」の規定がございまして、この第6章につきましては、平成13年に施行された当初の条例の中には、議会の規定はございませんでした。なぜこれが出てきたかといいますと、これは議員さんの中で、議員さんが、まちづくりについてどういう役割があるのかということを自ら検討して、自治基本条例の中に議員提案で盛り込まれたという内容でございまして、</p> <p>まず18条をご覧くださいと思います。こちらは、「議会は議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望を持って活動しなければならない。」というような、議会の責務というものを定めてございます。この18条から24条まで、議会関係の規定になっております。</p>

発言者	会議のてん末・概要
	<p>第25条をご覧いただきたいと思います。こちらでは「町長は」ということで、「町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。」というように、町長に対する責務を規定したことが書かれています。</p> <p>この後、町長ですとか、町の職員に対する規定がずっと続いておりまして、次のページの第36条をお願いしたいと思います。こちらでは、「町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるように配慮する。」というように、今度は、町が、町民の参加というものに配慮するように努めるという、参加の規定の明文化を行っております。</p> <p>この後、36条から46条ですが、ちょっと飛びます。この間で、「町が計画的な行財政運営をすること」、それから「まちづくりの評価を行うこと」ということで、町が、まちづくりに必要な行うべき施策というものを列記している部分でございます。</p> <p>ちょっと飛びまして、9ページの48条のところをご覧いただきたいと思います。こちらでは「町民投票制度」と申しておりますけれども、「町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。」と、町民投票制度を明文化し、こういうことができるということで書かれています。</p> <p>今朝もテレビで、鹿児島県の阿久根市ですか。住民投票からリコールが行われて、竹原市長が破れたという報道がございましたけれども、阿久根市の方は、地方自治法の根拠によって市民のリコール活動が行われたということがございました。</p> <p>次のページをお願いしたいと思います。55条ですが、こちらでは、「他の条例、規則、その他の規程によりまちづくりの制度をもうけ、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限を尊重しなければならない。」というように、この条例の最高規範性と申しますか、この条例を一応頂点に位置づけてこれを尊重するというようなことが書かれています。</p> <p>駆け足で説明させていただきましたけれども、このまちづくり条例に定めるものは、まず1点目に申し上げましたけれども、まちづくりの基本原則、こういうものを明文化して定めていくということ。2点目といたしまして、理想とする町を築くために、町を構成する市民、市、また議会、こういうそれぞれの立場の人がそれぞれの立場でどのような役割をするべきか。そういう場合の権利であるとか、義務というものを定めていくということかと思っております。それから3点目といたしましては、この条例は、位置づけといたしまして最高規範性を持っているのだということです。自治体の憲法とも言われておりますけれども、そのような内容を規定するものとなっております。</p> <p>ということで、この条例が求める規制といいますか、条例の対象としている部分につきましては、例えば行政で言うと、行政全般についての分野をカバーしています。また、その条例で定めている部分につきましては、市民を対象にした部分、それから行政、これは市長ですとか市の職員ですとか、あるいは議会についての守るべき事項、求められる事項というものを定める内容となっております。</p> <p>そういうことから、条例づくりにおきましては、行政のみの策定と</p>

発言者	会議のてん末・概要
	<p>いうのでは片手落ちといいますか、そういう部分が発生してまいりますので、市民の皆様の参画というものが欠かせないということになってくると思います。</p> <p>それでは、またテキストの1ページにお戻りいただきたいと思ます。</p> <p>この自治基本条例の必要性について、2というところで書かれています。こちらには第一といたしまして、なぜ必要性が出てきたかということです。</p> <p>都市化社会から都市型社会へ、または成熟社会への移行というものが挙げられる。これは高度経済成長を背景にいたしまして、新市街地に対しての都市化を進めた時代、これは、よく言われているのは1970年頃までと言われておりますが、その都市化を進めた時代から、都市を守り育てていく時代に移り変わってきているということです。都市化を進めた時代は、例えば道路の整備ですとか、舗装ですとか、または水路のコンクリート護岸ですとか、箱もの建設等をずっと進めて、その基盤整備というものが主に行われていた時代だと思ます。</p> <p>こういう高度成長をするためには、法律による全国画一の都市づくりがこの当時は求められてきたもので、その結果、今度は都市化した社会、成熟型社会が誕生したわけですけれども、そこには大量生産ですとか大量消費、また、家庭環境でいいますと核家族化、少子高齢化ということが起こりまして、例えば、ごみ問題ですとか環境問題、介護問題、それから家庭でいう子育ての問題等々の多様な課題がまた発生してまいりました。</p> <p>こういう状況になってみますと、行政のみでこれらの課題を解決するというものには限界が生じてまいります。ということで、市民や事業者の皆さんの協力がまちづくりの中では必要になってくるということから、今度は、まちづくりに参加するためのルールが必要となってきた、ということが1点目に書かれています。</p> <p>次に、2点目でございます。2ページになりますけれども、上から5行目ですね。第二に行政主導による公共の限界に対して、市民参加やNPO等の市民活動の気運の高まりというものが生じてまいりました。</p> <p>こちらは、阪神・淡路大震災、これは今からちょうど16年前の今日ですか。今朝のテレビでもやっておりましたけれども、マグニチュード7.3ですとか震度7という、いわゆる大惨事が発生いたしました。死者も6,000名を超える。それから負傷者も多数出ておりました。この大惨事を教訓にいたしまして、この時は、すごくボランティア活動に日本人が目覚めたということが言われています。当時、1日平均2万人ぐらいのボランティアがこの阪神・淡路地区に集結して、3か月で100万人以上のボランティアが集まったと言われております。そういうことから、日本のボランティア元年とも言われています。</p> <p>また、民間企業等も、当時のダイエーですとかセブンイレブンですか、こういうところが、会社としても社会貢献活動に目覚めていったと言われております。</p> <p>これらの教訓といたしまして、それはどういうことかと申し上げますと、新しい公共として、市民や事業者等が公的役割というものを担っていくエリアがあるのではないかと、ということが認識されるよう</p>

発言者	会議のてん末・概要
	<p>になってきたということです。そうなりますと、参加と協働というものが重要なテーマになってくる。また、そうなりますと、行政の役割ですとか、市民の役割を定めていく必要性も生じてきたということです。</p> <p>次に、3点目でございます。地方分権化ということがございます。「地方分権一括法」、先ほども申し上げましたが、平成12年、2000年にこの法律が施行されました。地方自治法の中で、「地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」という規定が、自治法の中で定められました。</p> <p>また一方、国の方ですけれども、「国は、国家の存立に関わる事務等、国が本来果たすべき役割を担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねる」とする役割分担を法律の中で規定してまいりました。</p> <p>これは、自分でできることは自分で、地域でできることは地域で、地域でできないことは国で、という補完性の原則などと言われていますが、そのような新たな国と地方の役割を明記したという内容がございます。</p> <p>こうなると、地方自治体、市町村を運営する行政、市民の役割、こういうものを定めていく必要が生じ、自治体運営のルールというものが必要になってきたという状況でございます。</p> <p>以上、必要性を申し上げましたが、この自治基本条例の性格について、3のところ書かれてございます。こちらにつきましては、有識者、先ほど「ひな型」がないと申し上げましたが、自治基本条例の定義は有識者によりますと、例えば、「自治体政府に対して信託している内容を明示したもの」だとか、その下にもございますけれども、一般的に「まちの憲法」、「自治体の憲法」なんていう言葉はよく言われているところでございます。</p> <p>続きまして、3ページをお願いいたします。今申し上げました「自治体の憲法」というものはどういうことかと言いますと、こちらには、広辞苑の「最高規範」という言葉が載っております。「のっとりべき規則」、要するに「判断基準、判断とか評価または行為等を行う時の拠るべき基準」、要するに基準になるもの、考え方の基準になるものが、この最高規範と言われていてと考えてよろしいのではないかと。これを基にして、市民・行政・議会が、今後、法律等を運用していく時に、判断していく基準になるようなものというような考え方でございます。</p> <p>そして、5番のところに「自治基本条例と他条例の関係」が図示されております。こちらには、自治基本条例を頂点といたしまして、行政基本条例、議会基本条例というものが両側に書かれて、図示されております。これは一つのテキスト、下にあります「自治体法務検定公式テキスト」というテキストから出させていただいておりますけれども、一つの考え方ということでございます。</p> <p>自治体の中で頂点にある。先ほど申し上げましたが、運営していくための判断基準ということで、頂点に位置づけるものと書かれています。それぞれ体系的に、行政基本条例の下に、また、その分野別の基本条例というのがありますけれども、イメージといたしましては、地方自治体の組織の中で頂点として、この条例の考え方に基づいて行政運営をしていく、というような内容になるものでございます。</p>



発言者	会議のてん末・概要
	<p>簡単に、説明させていただきました。長時間にわたり大変恐縮ですが、「住んでいて良かった、これからも住み続けたい」、先ほどそういうまちができるようにということで、委員さんの紹介の中にもありましたけれども、市民と行政というものが、それぞれがどんな役割を担ってどのような取り組みをしていったら良いか、という条例を検討していただくということでもありますので、どうぞ、ご協力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>事務局から、自治基本条例について、説明がありましたけれども、何か、各委員さんの中から、ご質問等ご自由にお出しただけであればと思うのですが。</p>
田中委員	<p>田中でございます。 今、説明を受けたわけですがけれども、先ほど市長さんからもお話があって、合併協議の中でこの条例ですか、「旧久喜市の自治基本条例を参考に」というような発言があったわけでございますけれども、それが、どの程度拘束されるのか、拘束されないのか。ここで自由にそういうものができるのか、ということをお伺いしたいのですが。</p>
議長（会長）	<p>事務局。 回答は難しいと思いますが。</p>
事務局 （関根参事）	<p>ありがとうございました。 そうなんです。「旧久喜市の条例を参考に」ということで、そういう合併調整方針に、今、基づいております。 ただ、旧条例があったということは事実なわけでございますが、この条例を参考にするというのは、今までの経緯をこちらからも説明させていただいております。先ほど申しあげましたワークショップですが、今、ワークショップの中で、この自治基本条例に盛り込む内容についてご検討いただいております。その中でいろいろな意見が出てまいりました。それらの意見を踏まえて、この「久喜市の例を参考にしながら」というものをどういうふうに考えるかということを含めまして、この審議会の方にお諮りをしたいと考えている次第でございます。 結論になっていないかもしれないのですが、そのような考え方を、今のところ持っているところでございます。</p>
議長（会長）	<p>今の田中さんのご質問ですが、次の議題の進め方にも関わってきますし、ある意味でワークショップでどのような提言書が出てくるか分からない状況で、逆に言うと、それがないと議論できない部分がありますから、三つ目の時にもその説明をしながら触れていただければと思います。 他にどうでしょうか。</p>
青木委員	<p>今、事例といたしまして、ニセコ町の説明がありました。久喜市のこの自治条例が17年3月に施行されているわけです。どうして、そちらを参考資料として使わなかったのでしょうか。 それと、このニセコ町と久喜市の条例で、結構違うのでしょうか。</p>

発言者	会議のてん末・概要
事務局 (関根参事)	<p>その辺をお願いします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ニセコを挙げさせていただいた理由ですが、先ほど田中委員さんからもございましたけれども、久喜のものをそのまま載せてしまうことも、事務局としては考えていましたが、久喜のをそのまま載せてしまうと、あまりにも皆さんに、例えば誘導するというようなことでは、お考えいただくのも大変恐縮なものですから、当初、世の中に出てきたニセコの方を掲載させていただきました。</p> <p>当然、これからご審議いただく中で、久喜市の旧条例につきましてもお知らせしたいと思っておりますし、また、今日は、皆様のお手元にパンフレットを配っております。「みんなで育てよう協働のまちづくり」というパンフレットを配っておりますけれども、こちらの中をご覧くださいますと、この中に旧久喜市の自治基本条例、それから市民参加条例、市民活動推進条例につきましても載せておりますので、今のお答えになっているかどうか分からないのですが、要するに、一番当初に規定されたニセコ町のものを今回は挙げさせていただきました。</p>
議長 (会長)	<p>いかがでしょうか。</p> <p>他の方で。</p>
藤岡委員	<p>それ以前の話を知りたいのですが、今、私は、拝見しまして、自治基本条例というのは、法的な性格が確立されてはいないと。自治基本条例の概念というか考え方というか、関根さんの説明で、3ページの自治基本条例と他条例との関係ということで、自治基本条例というのは一番てっぺんにきている。</p> <p>そうすると、見方によっては、自治基本条例というのは「金科玉条」ではないのか。でも、法的には確立されていない。その辺の概念といいますか考え方というか、その辺は、自治基本条例をどうやって、私たちはまず受け止めるのか。その辺のところから入らないと、うまくはいかないのかなという気はするのですが。</p> <p>どうでしょうか。</p>
議長 (会長)	<p>事務局から。</p>
事務局 (関根参事)	<p>概念的な部分になりまして、お答えするのは難しいのですが、今、まちづくりの憲法ということで言われております。この自治基本条例で定めたものをまちづくりの基本方針にしようというような考え方です。</p> <p>ですから、「金科玉条」という言葉が私もよく分かりませんが、この考え方を明文化するという、まちづくりをこういうふうにしていこうというのは、今まで横断的な条例ですとか、まちづくりに対するルールというものを定めることはなかったわけです。こういうまちにしていこうということを。</p> <p>これは条例ですから、市長が変わっても、議会が解散しても残るものです。それを、まちとして明文化して残しておこうということで、この条例を作るものだとして認識していただければよろしいかなと思います。</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>ですから、今までに概念的なイメージではそれぞれが持っていたものだけでも、それを明文化することによって、こういう取り組みをしていこうという考え方をまとめていくというか、そういう位置づけの条例ということで考えておりますので、ちょっと説明がどうかと思いますけれども、そのような内容でご理解いただきたいと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。 順番で。</p>
竹内委員	<p>実は、今回見せてもらった条例は、ニセコ町と久喜市自治基本条例ですね。普通は、条例を作る場合といますか、規則を作る場合は、先にできた規則を参考にしますね。</p> <p>今回見たら、ニセコの条例の条数が57です。相当多いです。57条あって、久喜市の基本条例は、合計で29条あります。普通の場合は、大体、変な言い方ですけども、昔できた条例をまちの名前を変えて、例えばニセコ町を久喜市に直して作るのが普通です。</p> <p>そうすると、これは少なくなっているということは、ニセコ町の条例の中で必要がなかったものがあるのではないかと。逆に言えば、久喜市の方が違う情報が入っていると思いますが、この辺の検討の内容は、新しくワークショップをやっているときに参考になっているのか。いわゆる対比表を作りまして、ニセコ町があるのにこちらにないのはなぜか。というようなことを、検討しているのかどうかを教えてくださいたいと思います。</p>
事務局 （関根参事）	<p>ありがとうございます。</p> <p>前例を参考にするという、ニセコと久喜を比べた時には、ニセコの方はすごく長いのですが、他の条例も当然比較するわけです。その中で長いものもあるし、短いものもある。</p> <p>また、このニセコ町の、例えば、先ほど申し上げました市民参加の条項がいくつか並んでおりますけれども、そういう条項については、従来の久喜市の内容でいきますと、市民参加条例という別に条例を設けたりしています。この部分をもっと細かく、別の条例を作って組み立てていこうというような取り組みがなされております。</p> <p>ですから、今は極端な例を挙げてしまって申し訳なかったと思いますが、中で比較しているのは、ニセコも含めまして、他のいろいろな自治体の条例を参考にしながら決めていったという経緯かと思えます。</p>
議長（会長）	井上さん。
井上委員	<p>今の話で大體理解はできましたが、基本条例を17年に作った。それが、「金科玉条」でなくて箱ものだけで、私は旧久喜市民ではないもので分かりませんが、本当に動いていたかどうか、例えば、これはニセコの例で言うのですが、まちづくりに参加する権利が町民にはある。権利があっても、実際こういうのも市役所の方でやる。</p> <p>つまり、権利でなくてそれに乗るだけで、これは条例から細かくなりすぎますけれども、まちの施設を利用するときには個人ではなかなかできなくて、どこかの団体とかグループでやらなくてはできない。</p>

発言者	会議のてん末・概要
事務局 (関根参事)	<p>つまり、個人のあれではなくて、ここにはあくまでも町民それぞれの権利があるというにもかかわらず、具体的にそういうふうになっていない。</p> <p>それから、もうそろそろ公共の限界がある。それぞれ、多様性とか知識が皆さん上がってきて、上から言われただけではできなくなる。公共に限界があるからこういうことをやった。</p> <p>条例をやったのは、議会の制約とかいろいろあるけれども、やはり目玉は、町民がどういう権利があり義務があるのかということはこの条例の中に謳っているのですが、それが、さっき言った箱もの的にただ書いてだけで、実際に動いていないような気がします。</p> <p>場違いかも分かりませんが、条例という大きな憲法でやる時のあれではありませんけれども、15万人の市民のことですから、町民に関することは、条例に関して細かく別の条例でやるというのではなくて、そこに入れたらどうかというのが私の意見です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>細かく規定するというのも、前回も実は検討されていた内容なんだと思います。こういう言い方は失礼ですが、条例にどこまで書き込むかという部分でいろいろな検討がなされたと考えています。</p> <p>先ほど申し上げましたとおり、条例というものは一つ定めると、見直しも当然するものですが、例えば、一つの体育館の利用ということの事象について申し上げますと、そういうことまで書き込んでいくとなると、それが解決された時にはその条例はどうなるのだろうということもあるのだろうと思います。</p> <p>ですから、理念的になってしまう部分がどうしても多くなってしまうのですが、これから将来を見通して、10年、20年という先を見通してその条例を考えていくとなると、あまり細かいところまで規定していくと、逆に今度はその条例自体が古くなってしまいますか、そういう危険があると思います。</p> <p>そんな形で、その条例の規定する内容につきましても、今回、ご審議いただきたいと考えてございます。</p>
井上委員	<p>その辺について、ちょっといいですか。</p> <p>そのとおりだと思います。私の言い方がいけなかったのは、「町民が主役なんですよ」という形で、条例を作る。「町民が主役なんですよ」と言いながら、お釈迦様の手のひらで踊らされているだけのような形の条例だったら良くないな、という感じがします。</p> <p>つまり、本当に市民が主役であるというのなら、具体的、と言っても体育館がどうのこうのと、それは私も言い方が悪かったのですが、もう少し市民が動きやすいような条例案作りがあったらいいのかなと思います。すみません、体育館の細かい話は。</p>
事務局 (関根参事)	<p>ありがとうございます。ある意味、言葉が漠然としていると思いますか、具体的になかなか取りようが難しいという部分があるかと思えます。</p> <p>ただ、この条例を定めまして、先ほど申し上げましたとおり、今回パンフレットをお配りしていますが、協働のまちづくりということで、旧の久喜市では務めてまいりました。</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>この中で、自治基本条例を頂点といたしまして、市民参加条例、市民活動推進条例というものを作りまして、その市民参加条例の中で、例えば市民の皆さんの参画ですとか、今回も、この自治基本条例審議会では公募という形で6名の方にご参加いただいています。こういうことを規定していくことによって、この条例作りに、市民の皆さんに公募という形でご参加いただく。そういう制度を、これは一つの例ですけれども、それから市民参加をしていくに当たりまして、例えば、NPOの活動支援というものをどういうふうにしていったら良いか、という審議を行いました。そういう中で、市民活動推進条例というものはでき上がりまして、それらに対する取り組みをどういうふうにしていこうかというような、この自治基本条例に基づく活動というものもございました。</p> <p>そういうところで、今後、またこの審議会、回を重ねるに従いまして、それらの情報についてもご提供させていただきたいと考えてございます。</p> <p>旧久喜市の取り組みが、なかなか皆様方に周知徹底されていないということがあるかと思えますけれども、その部分につきましては、我々も真摯に検討・対応をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>1点だけ、お話をさせていただきたいと思えます。</p> <p>何か皆さん、各委員さん熱心だとか、気が早いとか、中身の議論の部分に入っていっちゃいまして、結局これは、3番目の審議会のスケジュールとか内容とか、ある意味ではそこに関わってきているので、もしこれと同じようなご質問であれば、実質的には「基本条例とは何ですか」というご質問でなくて、「どうやるのだ」ということであれば、3番目でもう一度おさらいをした方が、それも聞いていないのに「ここはどうするのだ」と言ってもいけないと思えますので、その件については、今後、ご質問は3番目をお願いできればと思います。</p> <p>どうぞ、ご質問の方を。</p>
戸賀崎委員	<p>私は、確認をしたいという意味合いで、今、手を挙げさせていただきました。</p> <p>久喜市及び久喜市民の「自治基本条例」というのは、これはいわゆる、物事でいえば総論的なもの。そして、「市民活動推進条例」ということになったときに、それは各論という意味合いで、その各論の部分については、今後いろいろな角度から検討していく必要があるだろう。また、総論の部分で、ニセコ町のように条文を細かく掘り下げていったら、それこそそれに縛られて、かえってにっちもさっちもいなくなってしまうのではないか。従って、総論的なものとして「自治基本条例」があって、各論的なもので「市民活動推進条例」等がある。というふうに理解してよろしいかどうか。そういうことを聞きたかったのです。以上です。</p>
事務局 (関根参事)	<p>ありがとうございました。</p> <p>総論ということで「自治基本条例」がある。これは、一般法ということになって、これはベースになる条例ですから、一般法という形</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>で、広く使われるもののご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、「市民参加条例」、「市民活動推進条例」につきましても、各論になるものかという、どちらかという市政全体に対して、市民参加というものを定めていく部分を規定しているので、各論という部分というよりも一般法に近いというようなことで、要するに、自治基本条例を頂点として、市民参加という部分で市の行政全般に関わってくるものとなっておりますので、各論というものよりも、もう少し広いものであると認識いただきたいと思います。</p> <p>では、三つ目に入ってよろしいですか。</p> <p>では、事務局から、「審議会のスケジュール等の内容について」、3番目の議題について、ご説明いただきたいと思います。</p>
（3）久喜市自治基本条例策定審議会について	
事務局 （諏訪係長）	<p>自治振興課の諏訪と申します。久喜市自治基本条例策定審議会につきまして、ご説明申し上げます。資料は4と5になりますので、併せてご覧いただければと思います。</p> <p>新市の自治基本条例の策定につきましては、旧久喜市での策定体制を参考に、市民ワークショップ、庁内検討委員会、それと皆様の策定審議会の三つの組織で取り組みます。</p> <p>ワークショップは、条例に盛り込むべき項目を洗い出し、その盛り込むべき事項を、提言書として市長へ提出していただくことを目的としております。ワークショップは、公募により集まっていた旧1市3町の市民及び東京理科大の学生によって構成され、現在62名のメンバーにご参加いただいております。ワークショップは昨年10月に第1回目の会議を開催し、その後、3週間に1度のペースで会議を開催しています。昨日も第4回目の会議が開かれたところです。現在、5つのテーマ、1つ目が「参加・協働」、2つ目が「地域コミュニティ」、3つ目が「行政」、4つ目が「議会」、5つ目が「条例の実効性の担保・運用、住民投票」と、グループに分かれ検討をしています。今後も会議を重ね、4月に提言書の提出を予定しております。</p> <p>次に、庁内検討委員会は、ワークショップから提出された提言書を基に、自治基本条例の素案を策定することを目的としております。庁内検討委員会は、庁内の副部長等によって構成され、委員15名で組織します。庁内検討委員会は、今週の金曜日、21日に第1回目の会議を予定しております。今後、会議を重ね、7月には最終調整案を確定させたいと考えております。</p> <p>そして、今回お集まりいただきました策定審議会ですが、先ほど市長から、「本市の自治のあり方の基本的な事項を定める条例の策定にあたり、意見をお願いしたい」との諮問をさせていただきましたが、庁内検討委員会で策定された条例素案をさまざまな専門的見地から調査、審議していただき、答申をお願いしたいと思います。</p> <p>策定審議会は、「久喜市自治基本条例策定審議会条例」に基づき、公募による市民、市内各種団体の代表者及び学識経験者によって構成され、委員20名で組織します。策定審議会では、庁内検討委員会で策定した条例素案を基に、調査、審議するということを予定しておりますが、本年6月にその素案によりパブリックコメントを実施したいと考えております。そして、パブリックコメントの結果を参考にし</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>て、7月頃の審議会の会議で最終的な条例案ということで、審議会からの答申をいただきたいと考えておりますので、皆様よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>これらのスケジュールを経て策定された自治基本条例案につきましては、本年9月の定例議会に議案として上程したいと考えております。条例案の議決後、3か月程度市民への周知期間を設けまして、平成24年1月から条例の施行を考えております。</p> <p>最後に、審議会委員の皆様には、条例に基づき日額6,000円を報酬としてお支払いさせていただきます。本日、口座の申請書をご持参いただいていると存じますが、そちらの口座に振込みとなりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。</p> <p>以上が、策定審議会に係わる各組織の役割とスケジュールになります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>一部事務連絡が入っているみたいですが、これでスケジュール的な問題、あと、我々が全く白紙ではなくて、例えばワークショップから出てきたものを庁内でもんで、さらにそういう素案が出てくるのだと。それに対して自由に検討していくということですが、では、全く無視できるかということ、それは、市民のワークショップがやったものを丸々完全否定というわけにはいかないでしょうし、その辺は、この審議会として激論でも何でもしてどうするか考えていければいいのだと思います。</p> <p>ですから、大きなスタンスはこうすることで、実は、ご質問をされた方の議論の部分はかなり悩みも入っています。</p> <p>田中さんがおっしゃったような「旧久喜市の条例は」というのは、実は、ワークショップなどもそこが悩みで、ワークショップの人たちもそれを悩みながら議論しているのだと思います。ですから、そこは、ここで空論を言うよりも実際に出てきたものでご審議いただいて、議論していただければと思います。</p> <p>日程上どうだとかいろいろあれば、ご質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
佐世委員	<p>1点、質問ではないですが、先ほどから前回の久喜市の基本条例の話がちょっと出ていましたので、それに関連して一言だけ。</p> <p>前回、私も、その基本条例の作成にちょっと関わってまいりましたので、ある程度、経過は承知しているつもりでおります。実は、先生もいらっしゃるのであれですが、まず条例は、もちろん議会で決めるものですが、「憲法」とか「法律」とか「命令」ですね。そういうものに矛盾するものとか、反するものは作れないという、一つの形式的制約があります。それが内容的な枠組みですので、そういうものに違反しないようなものということになると、何ができるのかという、そういう内容的なものが出てきます。</p> <p>それともう一つ、その基本条例の位置づけですが、当時の「久喜市のまちづくりの基本方針を定めていこう」、一言で言うと、「市の憲法を作ろう」、こういうことだったろうと思います。その憲法というのは、基本方針ですので、具体的に、日本国憲法でもそうですけれども、非常に原則的なものとか、抽象的なものが規定されているわけで</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>す。なので、その基本条例の中でも、基本的な考え方とかそういうものを、抽象的に、一番大事なところを決めていこう。こういうことだったろうと思いますので、いろいろご質問が出ましたけれども、結果的にはそういう形になったのだらうと思います。</p> <p>今回、どういう形にするのかというのは、ワークショップの方からも上がってくるでしょうし、案文ができた段階で、私たちもいろいろ議論して考えていったらいいのではないかと思います。</p> <p>簡単ですけども。</p> <p>他にいかがでしょうか。ご質問はもうございませんか。</p> <p>では、今日の議題はこの3つということですが、その他はないのですね。</p> <p>では、これで、何もなければ議題としては終了いたしますので、議長の座を解かせていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
6. その他	
司会（小澤課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、先生からお話がありましたが、6番のその他でございます。</p> <p>ここで、次回の会議について申し上げたいと思います。先ほどスケジュールにもございましたが、提言書が上がってくるのは4月上旬を予定してございますので、次回の会議予定でございますけれども、4月の中旬以降、4月中には開きたいと考えております。この辺につきましては、会長、副会長と調整をさせていただきながら、改めてご通知を申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、閉会のあいさつを大豆生田副会長から、よろしく願いしたいと思います。</p>
7. 閉会	
大豆生田副会長	<p>本日は第1回目ということで、緊張の中にも活発なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>次回からは、今、話がありましたように、具体的な案件についての審議になるかと思えます。今後とも、活発なる議論をお願いしたいと思いますし、我々もそれなりに十分に勉強してやっていきたいと思えます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>
司会（小澤課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の会議は、以上ですべて終了いたしました。これにて閉会とさせていただきます。</p> <p>本日はご苦勞様でした。ありがとうございました。</p>



発言者	会議のてん末・概要
<p data-bbox="252 293 1139 322">会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p data-bbox="280 398 560 427">平成23年2月14日</p> <p data-bbox="695 607 1214 651"><u>委員 荒井良夫</u></p> <p data-bbox="695 835 1214 880"><u>委員 井上一平</u></p>	